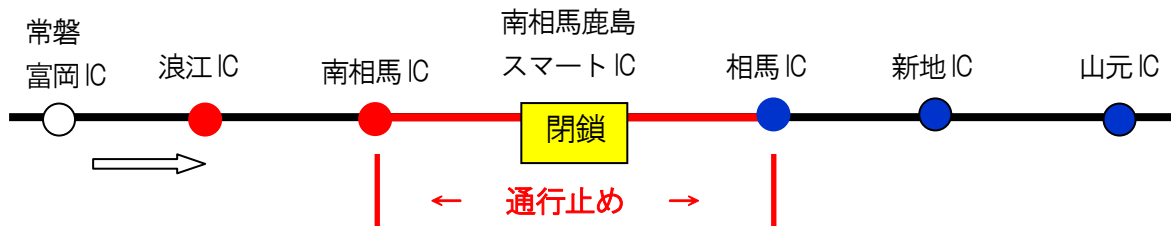


乗り継ぎ料金調整について

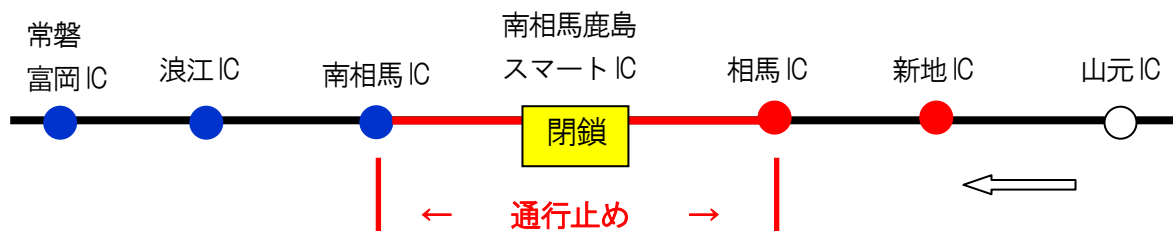
①常磐自動車道 南相馬IC→相馬IC（下り線）

- 流出IC： 浪江IC、南相馬IC
- 再流入IC： 相馬IC、新地IC、山元IC



②常磐自動車道 相馬IC→南相馬IC（上り線）

- 流出IC： 新地IC、相馬IC
- 再流入IC： 南相馬IC、浪江IC、常磐富岡IC



◆乗り継ぎ料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

○ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。（ETC車には「乗継証明書」は発行させません。）

○乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。

なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

○現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡してください。

◆乗り継ぎ調整に関する注意事項

○通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。